

金沢市スポーツ施設の利用制限等の解除について

スポーツ庁発表の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、以下の利用制限を令和5年3月13日(月)から解除いたします。

項目	解除・廃止対応
マスク着用	個人の判断となります。
利用人数制限	大会利用、団体利用、個人利用の人数制限が解除となります。
入館時の検温	不要となります。
施設利用時の体調確認等	感染防止にかかる確認票の提出は不要となります。また、仮申請時の感染対策の同意確認について廃止となります。
一ヵ月使用券の使用制限	1日1回までの制限が廃止となります。
総合体育館トレーニング室	人数制限及び利用時間割制が廃止となります。
観覧席	座席を1席空けて座る制限が廃止となります。
その他	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき運用します。

また、以下の項目については当面の間、継続しますのでご理解ご了承ください。

- ・手指消毒や手洗いの推奨
- ・アクリル板やフィルム等によるパーティションの設置
- ・屋内施設において定期的な換気の実施
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・飲食する場所において広さにゆとりを持たせること
- ・西部市民憩いの家 浴室の利用